

議案第 50 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり定める。

平成 26 年 9 月 1 日提出

里庄町長 大内 恒章

(提案理由)

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 106 号）により、関係条例で引用している中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の法律題名が改正されることに伴い所要の改正を行う必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

平成26年9月 日公布
里庄町条例第 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(里庄町小児医療費給付に関する条例の一部改正)

第1条 里庄町小児医療費給付に関する条例(昭和48年里庄町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(里庄町心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第2条 里庄町心身障害者医療費給付条例(昭和48年里庄町条例第21号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例の一部改正)

第3条 里庄町ひとり親家庭等医療費給付に関する条例(昭和52年里庄町条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

(里庄町営住宅管理条例の一部改正)

第4条 里庄町営住宅管理条例(平成9年里庄町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。